

# 質量の計量証明事業規程

令和 年 月 日制定  
令和 年 月 日改訂

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、  
(以下「当事業所」という。)が、質量に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、質量とする。

## 第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 当事業所に計量証明責任者(以下「責任者」という。)及び計量管理者を置く。

### 2 組織図

事業所の長——計量管理者——計量証明担当者

3 責任者は、  
とする。

4 計量管理者は、主任計量者  
とする。

5 計量管理者を補佐させるため、若干名の計量証明担当者(以下「担当者」という。)を置く。

(職務)

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置(以下「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

3 担当者は、計量管理者の指導を受けて業務を実施する。

## 第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第5条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(保管)

第6条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第7条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

#### 第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第8条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書を保存して置くものとする。

#### 第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器
- (9) 計量の結果
- (10) その他必要な事項

#### 第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

#### 第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、

その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

## 計量証明用設備

事業所名				
事業所所在地				
登録年月日	令和 年 月 日		登録番号	第 号
計量器 (計量証明登録計量器)	種類	電気式はかり	器物番号	ひょう量 目量